

改正

平成19年3月16日条例第27号
平成20年3月21日条例第20号
平成22年3月19日条例第14号
平成23年3月22日条例第19号
令和2年3月24日条例第21号
令和3年3月19日条例第15号

山形県医師修学資金貸与条例をここに公布する。

山形県医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、県が、毎年度予算の範囲内において、医師の確保が必要な地域又は診療科の医師として県内の医療機関に勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、もって医師の確保が必要な地域又は診療科の医師として県内の医療機関に勤務する医師の確保に資することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公立病院等 県若しくは市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。）又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が開設する県内の病院又は診療所をいう。
- (2) 公的医療機関 県内の医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。
- (3) 公的医療機関の特定診療科 規則で定める公的医療機関の診療科等をいう。
- (4) 大学病院 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する県内の病院をいう。
- (5) 大学病院の特定診療科 規則で定める大学病院の診療科等をいう。
- (6) 臨床研修 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。
- (7) 専門研修 臨床研修を修了した医師の専門性を高める研修をいう。

(貸与の対象者)

第2条 次の各号に掲げる修学資金の貸与を受けることができる者は、当該各号に掲げる要件を備える者であつて、修学資金の返還の債務がないものとする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、修学資金の返還の債務がある者であっても、修学資金の貸与を受けることができる。

- (1) 地域医療従事医師確保修学資金
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（以下「大学」という。）を卒業した後、県内の医師の確保が必要な地域における医療機関に勤務する意思を有していること。
 - ロ 大学の医学を履修する課程に在学していること。
- (2) 特定診療科医師確保修学資金
 - イ 大学を卒業した後、県内の医師の確保が必要な診療科に勤務する意思を有していること。
 - ロ 大学の医学を履修する課程に在学していること。

(修学資金の額及び貸与期間)

第3条 修学資金の額は、年額200万円以内とする。

- 2 修学資金を貸与する期間は、学校教育法第87条第2項に規定する医学を履修する課程の修業年限までとし、かつ、各学年ごとに貸与する期間は、当該各学年の課程を履修する期間以内の期間とする。

(貸与の休止等)

第4条 知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、貸与を行わない期間の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日以後の分として貸与されたものとみなす。

- 2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与を行わないものとした修学生が復学したときは、当該復学した日以後に同項の規定により貸与を行わなかった期間の分の修学資金を貸与することができる。

(貸与の打ち切り)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を打ち切るものとする。

- (1) 修学生が次のいずれかに該当することとなったとき。
 - イ 退学したとき。
 - ロ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - ハ 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (2) 修学生が修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 修学生が死亡したとき。
- (4) その他修学生が修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第6条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸与を受けた修学資金に利息を付した額（第8条第4項の規定により返還の債務の一部が免除されたときは、免除された額を控除した額）を、当該事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により貸与が打ち切られたとき（第8条第4項の規定により返還の債務の全部が免除されたとき、及び前条第2号に該当する修学資金の貸与を受けていた者が大学を卒業した後、県内の医師の確保が必要な地域における医療機関（特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者にあつては、県内の医師の確保が必要な診療科）に勤務する意思を有しているときを除く。）。
 - (2) 修学資金の貸与を受けていた者が大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得できなかったとき。
 - (3) 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき（第8条第1項第1号ロ、同項第2号ロ又は同条第4項の規定により返還の債務の全部が免除されたときを除く。）。
- 2 前項の利息の額は、修学資金の貸与を受けた日の翌日から同項各号のいずれかに該当することとなった日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した額とする。

(返還の猶予)

第7条 知事は、前条第1項の規定により修学資金を返還すべき者が災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認めたときは、当該事由が存続する間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(返還の免除)

第8条 知事は、次の各号に掲げる修学資金の貸与を受けた者が当該各号に定める場合に該当することとなったときは、修学資金（第6条第1項に規定する利息を含む。）の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 地域医療従事医師確保修学資金
 - イ 医師免許を取得した後直ちに県内の医師法第16条の3第1項に規定する臨床研修病院（以下「県内臨床研修病院」という。）に勤務し、引き続き公立病院等、大学病院その他規則で定める医療機関等（以下「公立の病院等」という。）に勤務した場合において、その在職期間が修学資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間（当該期間が7年に満たないときは、7年とする。）に達し、かつ、当該在職期間（臨床研修期間を除く。）のうち4年（当該期間が9年に満たないときは、3年6月）以上の期間が、医療法第30条の4第6項に規定する区域その他の規則で定める区域等（以下「医師少数区域等」という。）の医療機関等に在職した期間であるとき。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、知事が適当と認めるときは、3年（知事が特に必要と認める場合は、3年に規則で定める年数を加えた年数）を限度として当該事由が存続する間は、引き続き公立の病院等に在職することを要しないものとする。
 - (イ) 学校教育法第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）の医学を履修する課程に在学しているとき（医師免許を受けている場合に限る。）。
 - (ロ) 臨床研修を修了した後に県内の医療機関その他規則で定める機関で医師の専門性を高める勤務（医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とする研修を受け、又は診療を行っていることをいう。以下同じ。）をしているとき。
 - (ハ) 臨床研修を修了した後に県外又は外国の医療機関で医師の専門性を高める勤務をしているとき。
- (二) 専門研修（当該専門研修のうち修学資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間か

ら臨床研修期間及び医師少数区域等の医療機関等に在職した期間に相当する期間を減じた期間を超える期間に係る部分に限る。)を受けているとき((イ)から(ハ)までに該当する場合を除く。)(ホ) 修学資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由その他知事が特に認める理由により、公立の病院等に勤務していないとき。

ロ 在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(2) 特定診療科医師確保修学資金

イ 医師免許を取得した後直ちに県内臨床研修病院に勤務し、引き続き公的医療機関の特定診療科、大学病院の特定診療科その他規則で定める医療機関の特定診療科(以下「公的な医療機関の特定診療科」という。)に勤務した場合において、その在職期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が7年に満たないときは、7年とする。)に達し、かつ、当該在職期間(臨床研修期間を除く。)のうち、4年(当該期間が9年に満たないときは、3年6月)以上の期間が、医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職した期間であるとき。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、知事が適当と認めるときは、3年(知事が特に必要と認める場合は、3年に規則で定める年数を加えた年数)を限度として当該事由が存続する間は、引き続き公的な医療機関の特定診療科に在職することを要しないものとする。

(イ) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき(医師免許を受けている場合に限る。))。

(ロ) 臨床研修を修了した後に県内の医療機関で医師の専門性を高める勤務をしているとき。

(ハ) 臨床研修を修了した後に県外又は外国の医療機関で医師の専門性を高める勤務をしているとき。

(ニ) 専門研修(当該専門研修のうち修学資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間から臨床研修期間及び医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職した期間に相当する期間を減じた期間を超える期間に係る部分に限る。)を受けているとき((イ)から(ハ)までに該当する場合を除く。))。

(ホ) 修学資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由その他知事が特に認める理由により、公的な医療機関の特定診療科に勤務していないとき。

ロ 在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者が、医師少数区域等の医療機関の特定診療科に勤務することを希望する場合において、臨床研修を修了する前にその旨を申請し、知事が適当と認めたときは、当該地域医療従事医師確保修学資金の返還の債務の免除については、前項第2号の規定を準用する。

3 特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者が、公的な医療機関の特定診療科に勤務することを希望しない場合において、臨床研修を修了する前にその旨を申請し、知事が適当と認めたときは、当該特定診療科医師確保修学資金の返還の債務の免除については、第1項第1号の規定を準用する。

4 知事は、前3項に定める場合のほか、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該修学資金を返還することができないと認めるときは、当該修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(違約金)

第9条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日からこれを返還した日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した違約金を県に納付しなければならない。

2 偽りその他不正の行為により前条第1項第1号イただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)又は同条第1項第2号イただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けたことが明らかとなったときは、修学資金の貸与を受けた者は、貸与を受けた額に14.5パーセントを乗じて得た額を県に納付しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第27号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日条例第20号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第14号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項の改正規定（「前2項」を「前3項」に改める部分に限る。）、同項を同条第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第19号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第2条第1号に掲げる地域医療従事医師確保修学資金又は同条第2号に掲げる特定診療科医師確保修学資金（以下「地域医療従事医師確保修学資金等」という。）の貸与を受けている者に係る地域医療従事医師確保修学資金等の利息の計算については、なお従前の例による。
- 3 改正後の山形県医師修学資金貸与条例第9条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する偽りその他不正の行為があった場合の地域医療従事医師確保修学資金等の違約金について適用する。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の山形県医師修学資金等貸与条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第3号に掲げる山形大学医学部修学資金（以下「山形大学医学部修学資金」という。）の貸与を受けている者に対し、当該者が国立大学法人山形大学医学部の医学を履修する課程に在学する間は、山形大学医学部修学資金を貸与することができる。
- 5 前項の規定により貸与する山形大学医学部修学資金については、当該山形大学医学部修学資金の貸与を受けている者の同意を得て、地域医療従事医師確保修学資金等とすることができる。この場合においては、附則第2項及び附則第3項の規定を準用する。
- 6 施行日前に貸与され、又は附則第4項の規定により貸与する山形大学医学部修学資金の貸与の対象者、額及び貸与期間、貸与の休止、貸与の打切り、返還、返還の猶予、返還の免除並びに違約金については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に貸与された改正前の条例第2条第4号に掲げる短期修学資金及び同条第5号に掲げる後期研修医研修資金の返還、返還の猶予、返還の免除及び違約金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月19日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に山形県医師修学資金貸与条例第2条第2号に掲げる特定診療科医師確保修学資金（以下「特定診療科医師確保修学資金」という。）の貸与を受けた者及びこの条例の施行の際現に特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けている者に係る特定診療科医師確保修学資金（利息を含む。）の返還の債務の免除については、改正後の第8条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、これらの者から同号の規定を適用することについて同意を得た場合は、この限りでない。
- 3 山形県医師修学資金貸与条例第2条第1号に掲げる地域医療従事医師確保修学資金（以下「地域医療従事医師確保修学資金」という。）の貸与を受けた者が施行日前に改正前の第8条第2項の規定による申請をした場合において、知事が当該申請を同項の規定により適当と認めたとしにおける当該地域医療従事医師確保修学資金（利息を含む。）の返還の債務の免除については、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該申請をした者から同項において準用する同条第1項第2号の規定を適用することについて同意を得た場合は、この限りでない。
- 4 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者であってこの条例の施行の際現に山形県医師修学資金貸与条例第1条の2第6号に規定する臨床研修を受けているものは、施行日から当該臨床研修を修了するまでの間、改正前の第8条第1項第1号イに規定する医師少数区域等の医療機関等に勤務することを希望せず、かつ、同項第2号に規定する公的な医療機関の特定診療科に勤務することを希望する旨の申請をすることができる。

- 5 前項の場合において、知事が同項の規定による申請を適当と認めたときにおける同項の地域医療従事
医師確保修学資金（利息を含む。）の返還の債務の免除については、改正後の第8条第2項の規定にか
かわらず、なお従前の例による。ただし、当該申請をした者から同項において準用する同条第1項第2
号の規定を適用することについて同意を得た場合は、この限りでない。